

17. 3. 8

10日の緊急対策協議会の議案について、以下のように意見をまとめました。宜しくお願ひします。

人文学部 北野通世

山形大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止改善策（提言）について

○ハラスメントの事案が発生した場合における学生・教職員への説明について

今回の工学部の事案をめぐる問題の一つは、学生への説明が十分為されなかったことにあります。学生の多くは、未だ今回の事案について十分な説明が為されていないという不満が存在するにとどまらず、そのことによって大学への信頼が失われたままになっているように思われます。最近同種の事案や、類似の事案が本学と同様に多発した他大学での対応と本学の対応とでは大きな違いが窺われます（例えば、岩手大学では、全学の学生を集め、学長が謝罪の上、直接、事案の内容、大学の執った措置、これからの防止策等について説明したと聞いています。また、事情は異なりますが、香川大学でも同様の措置を執ったと聞いています。）。

「5 公表のあり方（現行公表基準の見直し）」の後に、「6 学生・教職員への説明：事案の重大性や発生状況に照らし、必要な場合、学生・教職員に対し、十分な説明をするための方法等について検討する」という項目を追加してはどうでしょうか。

参考資料（案）について

○（2）1－（3）との関連の3頁3行目

「前・現工学部長には道義的責任がある。」とありますが、「道義的責任」という言葉は多義的です。また、この言葉は、学長の説明においてそれが用いられたことに対して、一部の激しい批判を招いたものです。前・現工学部長の執った措置について問題とされているのは、部局の管理者としての不適切な対応ですから、これを「前・現工学部長は管理責任を免れない。」とすべきものと思います。

○1－（5）との関連の3頁下から3行目

「…この間、工学部教授会は自身の規則に則った自浄機能を果たすことができなかった。」とありますが、ここにいう「自浄機能」の意味は必ずしも明らかではありません。これが、セクシュアル・ハラスメントによる事態の攪乱の包括的な治癒ないし沈静化を意味するものと解されるのであれば問題はありますが、むしろ、加害教員に対する処分等に限定して解される可能性が高いのではないかと思います。

今回の工学部の事案の大きな問題点の一つは、種々の誤解や手続的な問題が生じたために、工学部ないし大学が、被害学生に対して組織的なケアを十分にとれなかったことにあり、と思われます。そこで、この部分を「この間、工学部教授会は、被害学生に対して組織的なケアを十分行うことができず、また、自身の規則に則った自浄機能を果たすことができなかった。」としてはどうでしょうか。